

松阪市 都市計画マスター プラン



平成20年3月
松 阪 市

将来フレームと将来都市像

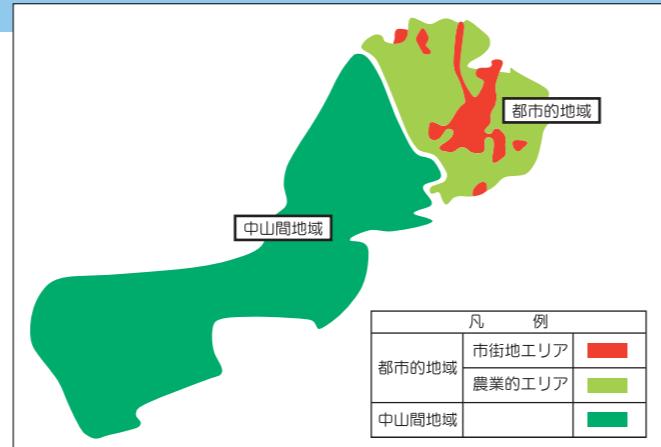
松阪市をとりまく現況・課題をふまえた6つの都市づくりの基本的な方向のもとで、『自然・歴史・文化と交流のまち 快適環境都市「まつさか」の創造』をテーマに都市づくりを進めていきます。



将来都市像

土地利用の骨格

- 市域東部の平野を中心とする「都市的地域」と市域西部の丘陵地・山地を中心とする「中山間地域」に区分し、さらに「都市的地域」は市街地を形成する「市街地エリア」と農地及び集落地からなる「農業的エリア」に区分します。



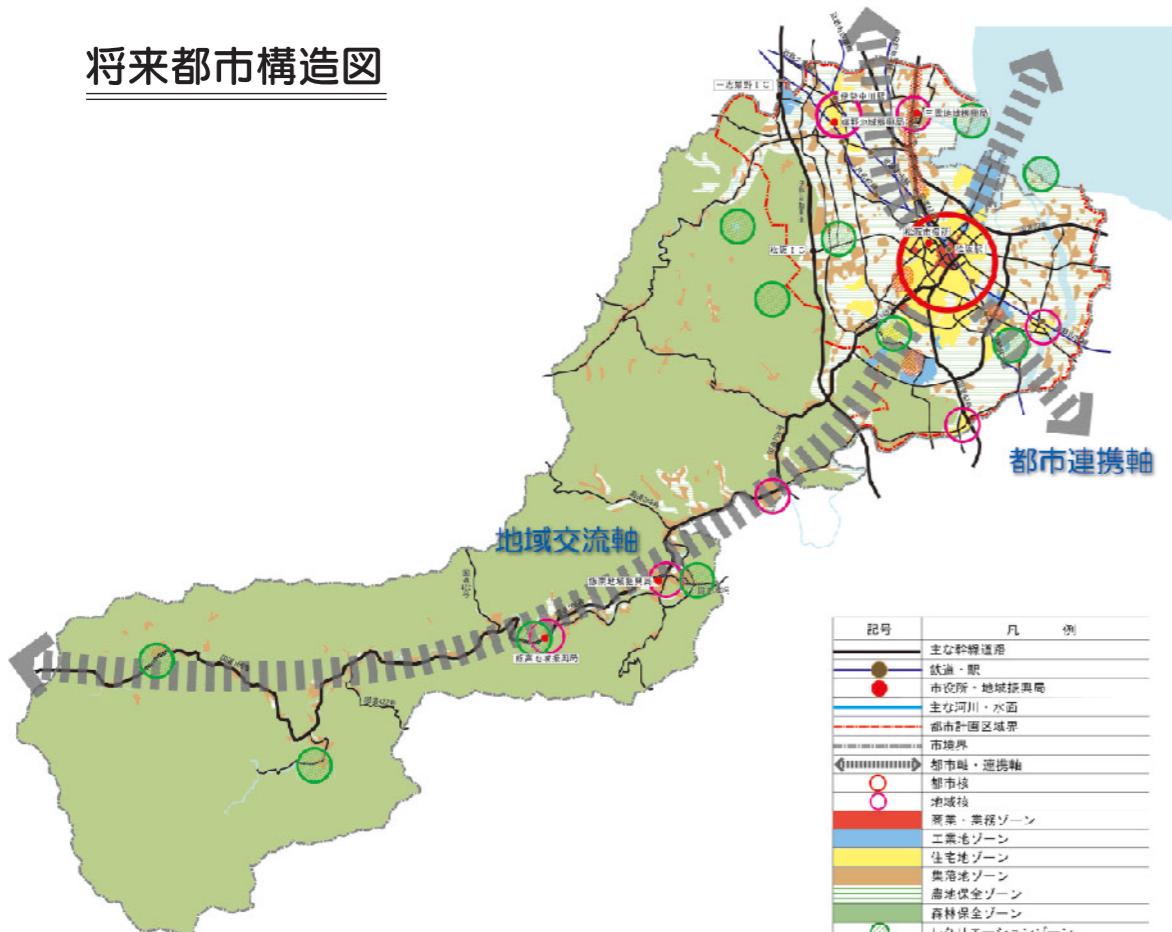
都市機能の配置

- 松阪駅を中心とする市街地形成が図られた地域を「都市核」として配置し、都市機能の集積等を図ります。また、伊勢中川駅周辺、豊原町、射和町の市街地、小片野町の集落地、三雲・飯南・飯高の各振興局周辺は、各地域の拠点として「地域核」を配置し、適切な機能の集積を図ります。

都市軸の配置

- 松阪駅を中心とする「都市核」と伊勢中川駅周辺、豊原町、射和町の市街地、三雲地域振興局周辺などの地域核を結び、伊勢湾沿岸の諸都市と連携する南北軸を「都市連携軸」として配置し、国道23号、国道42号を軸に都市機能の集積を図ります。
- 奈良県境～中山間地域～丘陵地～平野～海に至る東西軸を「地域交流軸」として配置し、国道166号を軸に人や文化の交流の促進、地域間の連携・交流の強化を図ります。

将来都市構造図



まちづくりの基本方針

交通施設の方針

- 有機的な交通体系の確立
- 公共交通機関の利便性の促進
- 駐車場・駐輪場の確保

公園・緑地及び自然的環境の方針

- 公園・緑地の整備
- 緑地の保全
- 都市緑化の推進
- 自然的環境の保全

河川・海岸、下水道の方針

- 河川・海岸の整備
- 下水道の整備

市街地整備の方針

- 商業地の整備
- 住宅地の整備
- 工業地の整備

安全・安心のまちづくりの方針

- 防災対策
- 災害時の安全確保
- 安全のまちづくり

景観形成の方針

- 歴史的まち並みの保全と維持継承
- 集落景観の保全と維持継承
- 自然景観の保全と維持継承
- 住宅地景観の保全と創造
- 産業景観の保全、再生、創造
- 景観に配慮した公共事業や公共施設の整備
- 誇りある地域の玄関口の再生と整備
- 持続的な景観形成活動の推進

その他都市計画施設等の方針

- 供給処理施設の整備
- 低・未利用の公共用地の整備

福祉のまちづくりの方針

- 移動の円滑性の確保
- 暮らしの充実
- 社会福祉施設の整備・充実

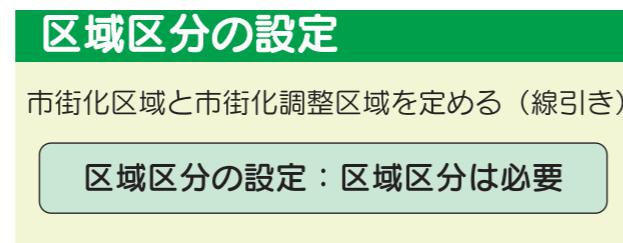
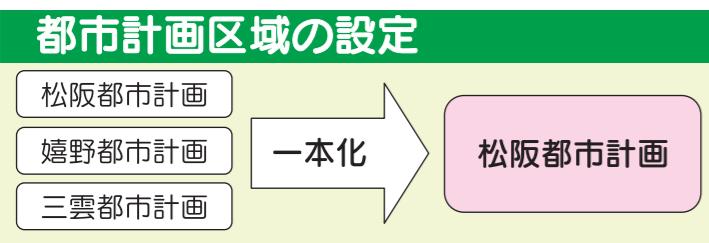
観光のまちづくりの方針

- ネットワーク化の推進
- おもてなしの向上

計画の推進

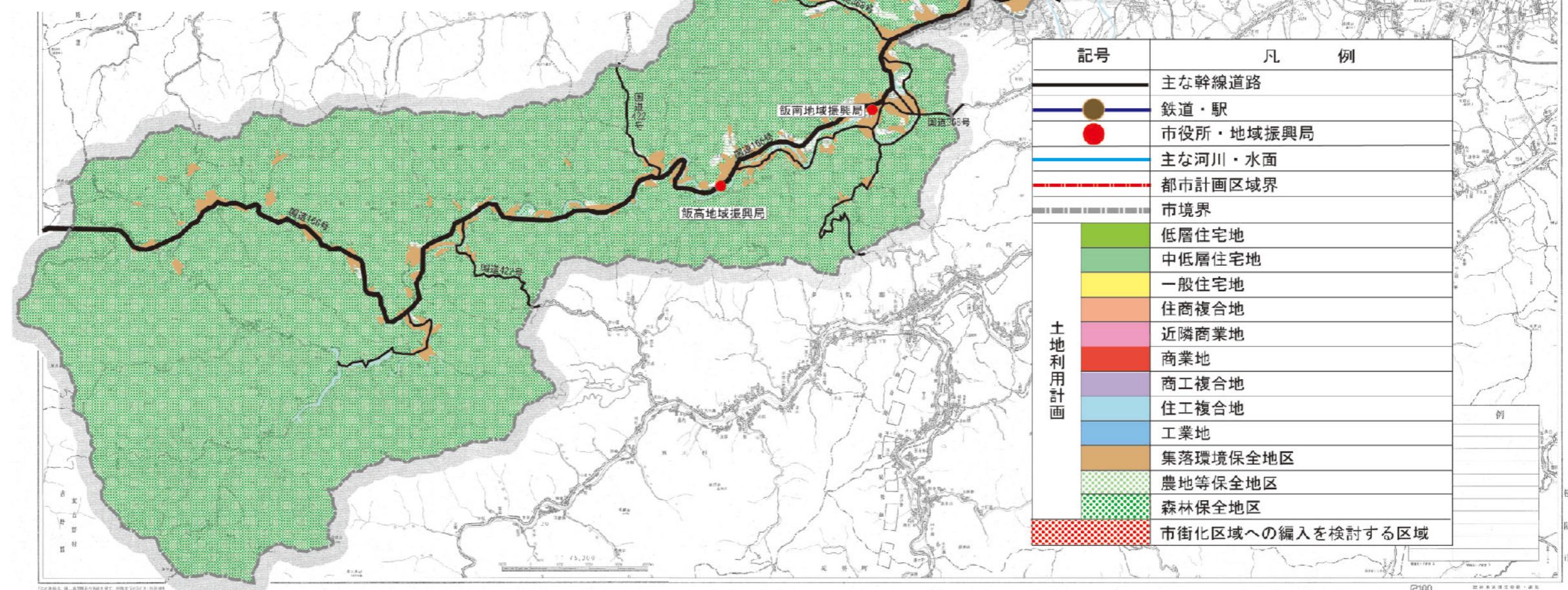
- 個別的、具体的な事業計画や整備計画の策定とともに、府内及び関係機関が連携しつつ、事業の効率化や各種制度の活用による財政負担の軽減などの対応を図り、計画の実効性を確保していきます。
- 地域マネジメントによる市民主体のまちづくりを支える支援策の充実など、市民主体のまちづくりを充実・発展させていきます。

土地利用計画



土地利用のイメージ

低層住宅地	良好な低層戸建住宅を中心に誘導する地区
中低層住宅地	中低層住宅が共存する良好な住宅地を誘導する地区
一般住宅地	住宅を中心にその他の施設立地もある程度許容する地区
住商複合地	幹線道路沿道を中心に住居系と商業系の複合利用を誘導する地区
近隣商業地	日常の購買需要に対応した近隣型商業施設を中心に誘導する地区
商業地	中心商業地として商業・業務施設を中心に誘導する地区
商工複合地	幹線道路沿道などで路線型の商業施設・工業施設の複合利用を誘導する地区
住工複合地	環境悪化をもたらす恐れのない工業系と住居系の複合利用を誘導する地区
工業地	工業施設や流通業務施設等を中心に誘導する地区
集落地	農山漁村集落の環境保全を図る地区
農地	優良農地の保全を図る地区
森林	森林を中心として良好な自然環境の保全を図る地区



松阪市都市計画マスタープランについて

松阪市都市計画マスタープランの策定の背景

少子高齢化、高度情報化、国際化の進展や地球規模の環境問題など社会情勢が大きく変化するなか、個々の地域が光り輝き、市民のだれもが誇りと愛着を持ち、美しさに満ちた質の高い都市づくりを進めていくことが求められています。

松阪市では、平成9年3月に旧松阪市、旧嬉野町においてそれぞれ都市計画マスタープランを策定し、計画的に市街地整備や生活基盤整備を進めてきましたが、人口減少社会の到来など経済社会の変化や都市の成熟化に対応したまちづくりが求められているほか、平成17年1月の1市4町による合併に対応し、高見山地から伊勢湾まで広がる地域を一体の都市として整備・開発、及び保全を行っていかなければなりません。

このような背景のなか、南三重の玄関口である松阪市が今後とも地域の発展をリードしていくための「都市計画の基本的な方針」を定めます。

松阪市都市計画マスタープランの目的

松阪市都市計画マスタープランは、地域独自の自然、歴史、生活、文化、産業等の特性を踏まえて、松阪市の将来都市像や土地利用の方向、まちづくりの方針等を示した長期的な計画として定め、今後の都市計画の指針とするものです。

※都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に定められる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことと、誰もが住みやすい「まち」とするために、土地の使い方や建物の建て方、道路や公園の配置などについて検討し、「まち」を将来どのようにしていきたいかを具体的に決める計画です。

計画目標年次・対象区域

松阪市都市計画マスタープランの計画目標年次及び対象とする区域は、次のとおりです。

計画目標年次：平成37年（2025年）

対象区域：松阪市全域

地域別構想

このパンフレットは、松阪市都市計画マスタープランの全体構想の概要を示したもので

松阪市都市計画マスタープランでは、松阪市を32の地域に区分し、地域別構想を個別の地域ごとに定めています。

詳しくは、松阪市都市計画課にお問合せ下さい。

松阪市都市計画マスタープラン

平成20年3月発行

発行：松阪市

〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340-1

電話 0598-53-4168

編集：松阪市都市計画課